

養父市農業委員会

第7回会議録

令和5年4月25日

養父市農業委員会

養父市農業委員会第7回会議録

1. 開催日時 令和5年4月25日（火曜日） 午後1時30分開会

2. 開催場所 養父公民館 他産業就業研修室

3 議 事

議案第23号 農用地利用集積計画の承認について

議案第24号 非農地証明交付申請の承認について

議案第25号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

報告事項

報告① 農地の使用貸借の解約通知について

報告② 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

報告③ 農地法第3条の規定による許可申請について

報告④ 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告⑤ 養父市農地法事務取扱要綱の一部を改正する要綱の告示について

4. 出席農業委員（12名）

2番 吉村英之	3番 藤原健次	4番 坂本光	5番 前川章
6番 濱田房子	7番 珍坂聡	8番 圓山満	9番 山根達夫
10番 藤原義幸	11番 木下計介	12番 秋山博	13番 西谷英樹

5. 欠席農業委員（1名）

1番 谷垣重俊

6. 出席推進委員（11名）

14番 小林誠	15番 内田重雄	16番 齋藤隆之	18番 谷村昭雄
19番 藤本浩一郎	20番 栗田匡晃	21番 鎌谷壽三男	
22番 上垣美由紀	23番 宇佐見孝一	24番 井上勝雄	25番 米田渡

7. 欠席推進委員（1名）

17番 荒木奈見

8. 事務局出席職員

局長 岸 敬悦 副主幹 福垣 周作 主査 東 宏樹 主事 定岡 良樹

事務局 : それでは、ただいまより第7回農業委員会総会を開会いたします。
開会に先立ちまして、会長より挨拶をお願いいたします。

山根会長 : 皆さん、こんにちは。午前中から現地確認、御苦労さんでした。
そして、先日は農会長会議御出席もありがとうございました。地元の農会長と顔合わせすることで、今後の農業委員の活動に役立つと思い今回は出席をお願いしました。

そして、3日、4日前ですか、少し肌寒くなりまして、また体調を崩された方がいるのではないかと思います。

そして、農繁期に入りまして、田の耕作、苗作り、そして野菜作りにまた大変忙しくなると思われますから、頑張ってもらいたいと思います。

そして、本日、先月の差戻しの申請もありますし、慎重審議をお願いしたいと思っております。本日は年金研修会、そして部会もあります。そしてまた夕方から親睦会もありますので、本日も総会のほういろいろとよろしく申し上げます。以上です。

事務局 : 初めに、会議の成立について報告をいたします。本日の出席農業委員13名中12名の出席です。養父市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数が出席することとなっておりますので、本日の農業委員会総会は成立をいたします。なお、農地利用最適化推進委員につきましては、11名の出席ですので併せて御報告をさせていただきます。

総会の議事進行につきましては、養父市農業委員会会議規則第5条に会長が総会の議長となり議事を整理すると規定されております。山根会長、お願いいたします。

議長 : それでは、まいります。養父市農業委員会会議規則第16条の規定により、議事録署名農業委員を指名いたします。本日は、2番の吉村農業委員と、3番の藤原健次農業委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。議案第23号、農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 : 1ページを御覧ください。

議案第23号、農用地利用集積計画の承認についてです。公告日は令和5年5月1日を予定しております。

1、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数につきましては、田が48,636平方メートル、58筆、畑が3,095平方メートル、11筆、合計51,731平方メートル、69筆となっております。利用権の設定を受ける戸数は37戸、設定する戸数は23

戸となっております。

次に、設定する利用権の概要ですが、利用権の種類は使用貸借権及び賃貸借権です。利用権の内容別に見ますと、使用貸借権が36筆、22,900平方メートル、そのうち新規が17筆、13,257平方メートル、再設定が19筆、9,643平方メートル、解除条件付使用貸借が27筆、24,253平方メートル、賃貸借権が6筆、4,578平方メートル、そのうち新規が4筆、1,896平方メートル、再設定が2筆、2,682平方メートルとなっております。

利用権の始期は公告日からで、契約年数別に見ますと、1年契約が1筆、1,409平方メートル、3年契約が1筆、2,082平方メートル、4年契約が32筆、27,542平方メートル、5年契約が6筆、6,933平方メートル、10年契約が19筆、11,438平方メートル、15年契約が10筆、2,327平方メートルとなっております。詳細につきましては次ページ以降に記載しております。

7ページを御覧ください。7ページ、番号20番及び21番が農地所有適格法人によるものです。

また、8ページの22番から11ページの34番までが一般法人による解除条件付によるものです。

また、12ページ、13ページにつきましては、農地中間管理事業を活用し、農地を賃借するものです。農地を貸し出す所有者と、農地中間管理機構から借り受け、耕作する者を記載しております。貸借期間は全て令和16年3月31日までの10年間となっております。以上です。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありますか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第23号を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

議長： ありがとうございます。挙手多数と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第24号、非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局： 14ページを御覧ください。議案第24号、非農地証明交付申請の承認についてです。

1番、八鹿町高柳の土地1筆で、面積が103平方メートルです。所有者は養父市八鹿町の方で、非農地の事由としましては、昭和63年頃から宅地化しており、現況の地目に変更をしたいとのことです。関連ページは15ページから19ページとなっています。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。

番号1番の八鹿町高柳の件について、担当農業委員より説明を求めます。
12番、秋山農業委員。

秋山委員： 1番の秋山です。よろしくお願いいたします。午前中、現地報告委員の方々、現地の確認、雨の中大変御苦労さまでした。

それでは、関連ページに移ります。関連ページは15ページから19ページになりますので、よろしくお願いいたします。

まず、16ページでございます。航空写真になりますが、申請地は国道9号線の道の駅但馬蔵前の四つ角の交差点を南に下がったということは下側ですね、下側に100メートルほど下がり、高柳下区内を右に約100メートル入っていただきますと、二股の道路が、ページ15の位置図で示します角地図になりますけれども、この位置になります。ここが申請地になります。非常に分かりづらい説明で大変申し訳ございません。

続きまして18ページと、それから、今追加されました18ページの1を見ていただいたらいいかなと思います。これが現況の写真になっております。18ページのほうが、前面、前側から見た図になります。その赤線の部分、後ろ側の図がちよっとなくて、今日追加したのは、後ろ側の築地の部分、これが分かりにくいと思ひまして、この写真を追加させていただきました。この赤線の枠内が今回の申請地になります。

今回の申請地、野原209-1は、申請人が平成22年7月に亡き母より相続され、建物は昭和63年に新築をされました。木造2階建ての住宅兼物置であります。今回登記変更の際に、農地のままであることが分かり、今回、現況に合わせた地目への変更というわけで申請になりましたということです。

この申請に関しまして、この建物自体がもう築後35年を経過しており、また、地域の同意書もしっかりと得られております。始末書も添付されておりますので、御審議のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。

11番、木下農業委員。

木下委員： 失礼します。午前中この現場現地確認をしました。先ほど担当農業委員からの説明もあったように、現場を見ますと、もう既に宅地化しており、農地に戻

すというような、そんな状況ではありません。

それと、周りを確認しましたが、水の便や日当たり等々には全く関係のないところであります。長い年月をここで過ごされているというようなことも一目で分かりました。そういった意味で、皆さんの御理解をいただいて、この要求のとおり通したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長： ありがとうございます。
続いて、担当推進委員の説明を求めます。
15番、内田推進委員。

内田推進委員： 15番、内田でございます。私も午前中現地を視察いたしました。秋山委員と木下委員の説明どおりでございますので、審議のほうよろしく申し上げます。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第24号の1番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第25号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局： 20ページを御覧ください。議案第25号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてです。

申請番号1番、養父市中瀬の土地1筆、面積は228平方メートルです。譲渡人は養父市中瀬の方、譲受人も養父市中瀬の方です。申請地内に農業用倉庫及び露天駐車場を建設することが転用の目的で、移転する権利は所有権です。関連ページは21ページから24ページです。

申請番号2番、養父市八鹿町下小田の土地1筆、面積は2,082平方メートルのうち499.29平方メートルです。譲渡し人は養父市八鹿町下小田の方、譲受人も養父市八鹿町下小田の方です。申請地内に一般住宅及びカーポートを建設す

ることが転用の目的で、移転する権利は所有権です。こちらは先月からの継続審議となっております。関連ページは25ページから32ページです。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1番の中瀬の件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項について説明を求めます。

事務局： 申請番号1番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、農用地区域外にある農地です。住居が連たんする地域内にある農地のため、原則転用が可能となる第3種農地に該当します。一般基準については、資力、信用を同意書や残高証明にて確認し、計画日程及び内容からも事業の目的が果たされ、周辺農地の営農に影響がないことから、本議案を許可することについて、農地法第5条第2項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。

次に、担当農業委員より説明を求めます。

担当農業委員は9番、私ですので、私のほうから説明いたします。

ページは21ページを御覧ください。上のほうに、国道9号線から下に下りてハチ高原方面に少し車で行ったところの中瀬という地区です。

23ページを御覧ください。真ん中ぐらいに赤字で申請地と書いてあります。今回、申請地は1030-1です。その前に1030-3というのがあります。市道を拡張しているので、これは今存在しません。申請地の方は、24ページが図面ですけれども、この前に申請者の自宅があります。そして、今でも農業をしているんですけども、もう自宅の横の倉庫に農機具を詰め放題というか、もう歩けないくらい詰めている状態です。今回、図面どおり乾燥機からトラクター、コンバイン、農機具を置いて、前のスペースに車を置くという申請が出ております。

だんだんこの中瀬という地区も農作業をする方が少なくなって、申請者は今後、米作りを増やしていこうという意気込みでおりますので、今回の申請のほうよろしく願いいたします。

続いて、現地調査委員の説明を求めます。

10番、藤原義幸農業委員。

藤原義委員： 10番、藤原です。今朝ほどは御苦労さんでした。先ほど担当農業委員の方が申されたとおりです。自宅の前の土地を倉庫とされるのはいいことだと思いますし、周辺も農地があんまりないような状態ですし、その土地も防草シートが敷かれてもう何年もなるような土地ですので、これは、これから農業していただく人に対して十分な配慮がしていただきたいと思いますので、よろしくお

お願いしたいと思います。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
24番、井上推進委員。

井上推進委員： 失礼します。今、農業委員さんがおっしゃったように何ら問題がない土地だと思しますので、よろしくをお願いします。

議 長： ありがとうございます。
説明が終わりました。この件についての質疑はありませんか。
8番、圓山委員、どうぞ。

圓山委員： 8番、圓山です。この図面の田植機とかトラクター、コンバインと書いてあるところの左端の、正面から見た写真ですけど、写真というか図面で、トラクター、コンバインのほうは、これシャッターでしょう、軽量シャッターと書いてあるんですけど、田植機のほうというのは、この扉は両開きか何かなんですか。いや、田植機が出るのを、両開きなの、ちょっとそういう素朴な質問で悪いんですけど。

議 長： これでは、僕もちょっとはつきり読めませんが、確認はここまでできていないんですけども、うちの田植機でもこのサッシの扉の幅なんですよ、大型じゃなかったらね。4畳かそこらぐらいでしたら、十分です。うちの家ではこのサッシを外して出入りしているんですよ。

圓山委員： あっ、外して。

議 長： はい。僕は、うちでは。多分、この方もそうするのか、だけど、ここのシャッターのほうでそのぐらいな余裕はできるんじゃないかなとは思いますが、ちょっと返事になっていないかもしれませんが、そうだと思います。

圓山委員： ありがとうございます。

議 長： ほかに御質問はありませんでしょうか。

(質 疑 な し)

議 長： それでは、質疑なしと認め、議案第25号の1番を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号2番の八鹿町下小田の件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項について説明を求めます。

事務局： 申請番号2番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、農用地区域外にある農地です。街区に占める宅地の割合が40%を超えているため、原則転用が可能となる第3種農地に該当します。一般基準については、資力、信用を同意書や残高証明にて確認し、計画日程及び内容からも事業の目的が果たされ、周辺農地の営農に影響がないことから、本議案を許可することについて農地法第5条第2項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

議 長： 事務局の説明は終わりました。
次に、担当農業委員より説明を求めます。
11番、木下農業委員。

木下委員： 失礼いたします。この案件につきましては、先月一度皆さんのほうで協議をいただいたもので、継続審議になっております。本日この現場を再度見させていただいて、いろんな話もしてまいりました。現地でこの所有者の方は来ておられませんでしたけれども、農業委員会で話した内容については、この土地自体は、建物を建てても、周りの、農業をされるのに不都合な点はありません。日照権、それから水、それから、農地を耕すための邪魔になるようなことはありません。まずそれが1点、再度皆さんのほうにお伝えしたいということを思っております。

それから、この土地ですけれども、1枚が大きな田んぼでありまして、そのうちの一部ということです。ですから、あとの、残りの部分は、畑か何かそういうものを作られるみたいと聞いております。ですから、農地以外にした後の田んぼにつきましては、田については耕作を続けるというような方向ではないかなと思います。ただ、本人さんが作るかどうかはそこまで聞いておりませんが、そういう結果になる予定になっておりますので、私としては、この案件について認めざるを得ないんじゃないかなというふうに思いますので、御審議のほうよろしく願いいたします。以上です。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。

13番、西谷農業委員。

西谷委員： 13番、西谷です。先ほど木下委員が言われたとおりで、これまでのことというのとはしておいて、今回の申請に当たっては、表土を剥いだという問題点はあるかとは思いますが、前回継続審議となったということで、それからその土地については表土をならしたというんですか、山盛りをならした状態でした。これはやむを得ないかというふうに思います。それで、この5条の申請については問題ないと思いますので、許可相当だと思います。よろしく願いいたします。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
16番、齋藤推進委員。

齋藤推進委員： 16番、齋藤です。先ほど木下委員さんが言われたとおりで、別段隣近所の水田とかそういうところに影響を及ぼすことはないと考えます。よろしくお願い致します。以上です。

議長： 説明が終わりました。この件についての質疑はありませんか。よろしいですか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第25号2番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。

報告①、農地の使用貸借の解約通知について、事務局より説明を求めます。

事務局： 33ページを御覧ください。報告①、農地の使用貸借の解約通知についてです。

番号1番、養父市八鹿町八木の土地2筆、合計面積は1,196平方メートル、貸人は尼崎市の方、借人は養父市八鹿町八木の方です。合意解約年月日は令和5年3月31日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は備考欄に記載の方が耕作をされます。

番号2番、養父市大屋町加保の土地1筆、面積は780平方メートル、貸人は

神戸市長田区の方、借人は養父市八鹿町下網場の公益社団法人です。解約年月日は令和5年3月28日、土地の引渡しは令和5年3月31日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は農地転用が予定されております。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。
それでは、この件についての質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。
続きまして、報告②、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、事務局より説明を求めます。

事務局： 34ページを御覧ください。報告②、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知についてです。

番号1番、養父市八鹿町八木の土地1筆、面積は1,131平方メートル、賃貸人は尼崎市の方、賃借人は養父市八鹿町八木の方です。合意解約年月日は令和4年9月30日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は備考欄の方が耕作をされます。

番号2番、養父市大藪の土地1筆、面積は3,099平方メートル、賃貸人は養父市大藪の方、賃借人は養父市大藪の株式会社です。解約年月日は令和5年3月28日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は備考欄の方が耕作をされます。

番号3番、養父市大藪の土地1筆、面積は1,850平方メートル、賃貸人は養父市大藪の方及び養父市広谷の方です。賃借人は先ほどと同じです。解約年月日は令和5年3月28日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は備考欄の方が耕作をされます。

番号4番、養父市大藪の土地1筆、面積は2,946平方メートル、賃貸人は養父市大藪の方、賃借人は先ほどと同じです。合意解約年月日は令和5年3月28日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は備考欄の方が耕作をされます。

番号5番、養父市大藪の土地1筆、面積は978平方メートル、賃貸人は養父市大藪の方、賃借人は先ほどと同じです。合意解約年月日は令和5年3月28日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は所有者の方が耕作をされます。

番号6番、養父市大藪の土地1筆、面積は1,480平方メートル、賃貸人は養父市大藪の方、賃借人は先ほどと同じです。合意解約年月日は令和5年3月28日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は

備考欄の方が耕作をされます。

番号7番、養父市大藪の土地1筆、面積は2,893平方メートル、賃貸人は養父市大藪の方、賃借人は先ほどと同じです。合意解約年月日は令和5年3月28日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は備考欄の方が耕作をされます。

番号8番、養父市小城の土地2筆、合計面積は3,897平方メートル、賃貸人は神戸市西区の方、賃借人は養父市八鹿町下網場の公益社団法人です。合意解約年月日は令和5年3月24日、土地の引渡しは令和5年3月31日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は賃貸契約の切替えとなっております。

35ページに移ります。番号9番、養父市小城の土地1筆、面積は1,491平方メートル、賃貸人は養父市八鹿町九鹿の方、賃借人は先ほどと同じです。解約年月日は令和5年3月24日、土地の引渡しは令和5年3月31日です。解約条件なしの合意解約によるもので、先ほどと同じく貸借契約の切替えです。

番号10番、養父市小城の土地3筆、合計面積は4,123平方メートル、賃貸人は養父市小城の方、賃借人は先ほどと同じです。解約年月日は令和5年3月24日、土地の引渡しは令和5年3月31日です。解約条件なしの合意解約によるもので、こちらも同じく契約の切替えです。

番号11番、養父市小城の土地1筆、面積は1,150平方メートル、賃貸人は養父市小城の方、賃借人は先ほどと同じです。合意解約年月日は令和5年3月24日、土地の引渡しは令和5年3月31日です。解約条件なしの合意解約によるもので、こちらも契約内容の切替えです。

番号12番、養父市小城の土地3筆、合計面積は2,658平方メートル、賃貸人は養父市小城の方、賃借人は先ほどと同じです。合意解約日は令和5年3月30日、土地の引渡しは令和5年3月31日です。解約条件なしの合意解約によるもので、こちらも契約内容の切替えです。

番号13番、養父市小城の土地2筆及び養父市藪崎の土地1筆、合計面積は1,998平方メートル、賃貸人は養父市小城の方、賃借人は先ほどと同じです。合意解約年月日は令和5年3月24日、土地の引渡しは令和5年3月31日です。解約条件なしの合意解約によるもので、こちらも契約内容の切替えです。

番号14番、養父市大屋町宮垣の土地2筆、合計面積は1,170平方メートル、賃貸人は養父市大屋町宮垣の方、賃借人は先ほどと同じです。解約年月日は令和5年3月24日、土地の引渡しは令和5年3月31日です。解約条件なしの合意解約によるもので、こちらも契約内容の切替えです。

番号15番、養父市大屋町宮垣の土地4筆、合計面積は2,021平方メートル、賃貸人は養父市大屋町宮垣の方、賃借人は先ほどと同じです。合意解約年月日は令和5年3月27日、土地の引渡しは令和5年3月31日です。解約条件なしの合意解約によるもので、賃貸借契約の内容切替えです。

番号16番、養父市大屋町宮垣の土地3筆、合計面積は906平方メートル、賃

貸人は養父市大屋町宮垣の方、賃借人は先ほどと同じです。合意解約年月日は令和5年3月28日、土地の引渡しは令和5年3月31日です。解約条件なしの合意解約によるもので、こちらも契約内容の切替えです。

36ページに移ってください。番号17番、養父市大屋町宮垣の土地2筆、合計面積は1,546平方メートル、賃貸人は養父市八鹿町八鹿の方、賃借人は先ほどと同じです。合意解約年月日は令和5年3月27日、土地の引渡しは令和5年3月31日です。解約条件なしの合意解約によるもので、契約内容の切替えによるものです。

番号18番、養父市大屋町宮垣の土地1筆、面積は1,113平方メートル、賃貸人は明石市の方、賃借人は先ほどと同じです。合意解約年月日は令和5年3月29日、土地の引渡しは令和5年3月31日です。解約条件なしの合意解約によるもので、契約内容の切替えとなっております。

番号19番、養父市大屋町宮垣の土地1筆、面積は1,814平方メートル、賃貸人は養父市大屋町宮垣の方、賃借人は先ほどと同じです。合意解約年月日は令和5年3月31日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、契約内容を切り替えるものです。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。
それでは、この件についての質疑はありませんか。

議 長： 秋山さん、どうぞ。

秋山委員： ちょっと気になるというかお聞きしたいところなんですけど、8番から19番までの法人が賃貸借から使用貸借に切り替えとる部分がかかなりの量一気にあるんですけれども、何か理由があるのか、それとも、また地権者の方に何か不利益がかかるような強引なところがなかったのかというのがちょっと気になるんですけれども。ちょっとだけお聞きしたいです。

事務局： 8番から19番までが同じ法人による契約内容の切替えという形になっております。こちらの企業は、高齢者の方を雇われて使われているという事情がございます。といいながらも、水稲がメインにされている部分があったりする中で、やはり耕作者が少なくなっているという状況で採算が合わなくなってきたというような状況があるようです。そういった中で、やはり賃貸借の賃料を払うのであればもう赤字が続いてしまうということで、全ての地権者を回られて事情を説明され、また耕作を続けてさせていただけるなら今後は使用貸借に切り替えたいという説明をして、所有者からも合意を得られて解約及び切り替えということをされているようです。以上です。

議 長： よろしいですか、秋山さん。

秋山委員： やはり地権者の方の思いは、何ぼ、合意解約ということなので文句はないんですけれども、確かに採算が合わないのが農業ですので、それを前面に出して押し切られると、地権者は物が言えない状況ではないのかなと思いました。致し方ないことなんでしょうかね。はい、了解しました。

議 長： ほかに質疑はありませんか。よろしいか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。
続きまして、報告③、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明を求めます。

事務局： 報告③、農地法第3条の規定による許可申請についてです。

1番、建屋の土地1筆で360平方メートルです。譲受人は建屋の方、譲渡人も建屋の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が3月3日、許可日が3月14日となっています。

次の2番と3番ですが、これは2番の八鹿町大江の1筆と、3番の八鹿町岩崎の土地2筆を交換で所有権を移転される申請がありました。

2番、八鹿町大江の土地1筆で182平方メートルです。譲受人は八鹿町坂本の方、譲渡人は八鹿町岩崎の方です。所有権を交換によって移転される予定です。申請日が3月7日、許可日が3月17日となっています。

3番、八鹿町岩崎の土地2筆で365平方メートルです。譲受人は八鹿町岩崎の方、譲渡人は八鹿町坂本の方です。所有権を交換によって移転される予定です。申請日が3月7日、許可日が3月17日となっています。

4番、大谷の土地1筆で251平方メートルです。譲受人は大谷の方、譲渡人も大谷の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が3月27日、許可日が4月10日となっています。

5番、大屋町夏梅の土地1筆で、面積が373平方メートルです。譲受人は大屋町夏梅の方、譲渡人は奈良県大和郡山市の方です。所有権を贈与によって移転する予定です。申請日が3月27日、許可日が4月7日となっています。以上です。

議 長： 事務局の説明は終わりました。

それでは、この件についての質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。

続きまして、報告④、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明を求めます。

事務局： 報告④、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。

1番、申請場所は三谷の土地2筆で、面積が2,276平方メートルです。申請人は三谷の方です。取得した日が令和元年8月13日で、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっております。

2番、申請場所は三谷の土地1筆で、面積が125平方メートルです。申請人は三谷の方です。取得した日が令和元年8月13日で、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっております。

3番、申請場所は八鹿町国木の土地13筆で、面積が3,453平方メートルです。申請人は西宮市の方です。取得した日が令和4年11月4日で、包括遺贈により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっております。3番の土地の詳細は、別紙1のとおり39ページになります。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。

この件についての質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。

続きまして、報告⑤、養父市農地法事務取扱要綱の一部を改正する要綱の告示について、事務局より説明を求めます。

事務局： 別冊でお配りさせていただいています報告⑤のほうを御覧いただきたいと思えます。養父市農地法事務取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定めるといってございまして、これにつきましては、農地法3条許可につきましては、今、市長部局で行っておりますが、御存じのようにこの4月から下限面積の撤廃が行われました。そうした中で、国のほうから事務処理要領の改正が示されました。その改正の様式に従いまして、養父市の事務取扱要綱にあります農地法3条の許可申請書につきましては、様式を改正するというものでございまして、内容につきましては、農地法3条の前の様式の全部改正ということございまして、この報告の新旧対照表が16ページの次に載っておりますので、それを御覧いただきたいと思えます。ちょっと説明をさせていただきますが、先ほど申し上げました内容で、第2条に農地等の権利移動の許可申請書、これを

農地法3条の規定による許可申請書に改めます。

それから、第4条、空き家に附属する農地を取得する際の許可基準、これにつきましては、下限面積に基づく規定でございました。これにつきまして、2月、下限面積の撤廃に基づく農業委員会規則の改正を行わせていただきましたので、農業委員会規則のほうは直っておるわけですが、養父市のほうの要綱にまだ残っていたということで、空き家に附属する農地の許可基準はこれを廃止するという事で削除をしております。

新旧対照表の次のページで、以前の様式が左側、新しい様式を右側ということで、内容的には全てが改正しなければならないというものではなかったんですけども、前の様式は、兵庫県の農業会議が推奨された様式を使っておりましたんですけども、下限面積の撤廃に基づきまして使うことができなくなりましたので、国から示された様式に変えさせていただくということで、改正案のほうの様式を今後は使わせていただくということで、今回改正をさせていただくということの内容でございます。この許可申請書につきましては、4月1日から農地法は施行されておりますので、今日の報告が終わり次第公示をさせていただきます、適用は4月1日からさせていただくということで、この3条の許可申請書の改正ということで御報告をさせていただきます。以上でございます。

議 長： 事務局の説明が終わりました。
それでは、この件についての質疑はありませんか。よろしいですかね。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。
これで報告事項は終了いたしました。
以上で第7回農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

養父市農業委員会会議規則第16条第2号の規定により、ここに署名する。

議 長 山根達夫

署名委員 藤原健治

署名委員 栗村英之